

**第六次多摩市
総合計画基本構想答申書案**

令和5年4月

多摩市総合計画審議会

第六次多摩市総合計画基本構想答申書案 目次

はじめに	3
第六次多摩市総合計画基本構想案	4
【資料】	12
委員名簿	13
審議の経過	14
多摩市総合計画審議会条例	15
諮問書	17

はじめに

多摩市総合計画審議会は、令和4年7月7日に多摩市長から第六次多摩市総合計画について諮問を受けて、行政委員会等の委員、学識経験者、市民委員の総勢15名による審議を開始し、これまでに審議会を11回開催し、本答申書をまとめました。

今回の基本構想の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の活用に伴う急速な社会変化などにより、見通しを立てることが難しいなか、気候変動などの環境問題、進行する少子化・高齢化への対応などの課題も踏まえ、今後のまちづくりにおける目指す方向性などについて議論を重ねてきました。検討にあたっては、審議会での検討だけでなく、令和4年度に実施した、市民アンケート、市民ワークショップを通じて、多くの市民の意見をいただきながら議論を深めてきました。

私たちの答申では、持続可能なまちの将来を見据え、「まちづくりの基本理念」や「将来都市像」、「重点テーマ」、「目指すまちの姿」などを記しました。

多摩市総合計画審議会

会 長 朝日 ちさと

副会長 宮本 太郎

委 員 岩佐 玲子 尾中 信夫 澤登 早苗

有賀 敏典 紀 初子 鷺尾 和彦

小笠原 廣樹 勝田 淳二 高木 康裕

田中 和則 春田 祐子 福井 博文

細野 佳苗

(委員区分別 50 音順)

第六次多摩市 総合計画基本構想案

**令和 5 年 4 月
多摩市総合計画審議会**

- 多摩市は、昭和46（1971）年の市制施行から5次にわたる総合計画・基本構想のもとでまちづくりを進め、令和3（2021）年に市制施行50周年を迎えました。のどかな農村風景を色濃く残していたまちは、民間事業者による宅地開発やニュータウン開発等に伴い大きく変貌し、まちには様々な地域から多くの人々が移り住んできました。そうした人々と以前からこのまちに住み続けてきた人々により、温かい心のかようコミュニティが形成され、市民協働による地域社会づくりを進めながら成長してきました。
- 平成22（2010）年には、「みんなが笑顔いのちにぎわうまち多摩」を将来都市像とする第5次総合計画基本構想を策定し、多様性を尊重することで、少子化・高齢化が進む中においても、だれもが幸せを実感できるまちを目指し、まちぐるみの取組みを推進してきました。
- しかし、時代は大きく変わっています。平成23（2011）年3月に発災した東日本大震災や令和元（2019）年東日本台風（台風第19号）など私たちの予想を超える災害が頻繁に起きるようになっていきます。そして、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、私たちのライフスタイルや価値観を一変させました。さらに、令和4（2023）年2月にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が発生し、戦争のない平和な社会が人々の努力によってはじめて維持されていることを再認識させられました。
- また、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題や、進行する少子化・高齢化への対応、将来的な人口減少社会を見据えたまちの活力とにぎわいの創出など多摩市を取り巻く課題は山積しています。
- 一方、本格的なデジタル社会に突入する中では、新しい技術をいかに課題解決や変革のためのツールとして活用し、持続可能な未来につなげていくのかという転換点を迎えています。
- 私たちは、これまでも様々な課題を一つ一つ乗り越え、その積み重ねによりまちを豊かにしてきました。現在のような複雑で予測困難な時代にあっても、長期的な視点を持ちつつ、明るい未来を志向し様々な課題に柔軟に取り組んでいかなければなりません。このため、持続可能なまちを実現するための羅針盤として10年間を展望した新たな基本構想を策定するものです。

まちづくりの基本理念は、多摩市のまちづくりを進める上で、最も基本となるものです。「多摩市自治基本条例」の前文では、多摩市の自治について以下のように宣言しています。

多摩市自治基本条例 前文

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

この自治基本条例前文の考え方、社会全体及び多摩市の現状と今後訪れるであろう環境変化等を踏まえ、以下のとおり基本理念を定めます。

1 多摩市らしい地域共生社会の実現

自治基本条例の前文にあるように、まちづくりの主人公は私たち市民です。

このことを私たち市民が自覚し、責任を持ち、互いに共有しながら、このまちをさらに住みよいまちにしていかなければなりません。

それぞれの地域で、世代や関心領域を越えて、ともに生活する人同士が、将来の自分たちのまちのイメージや課題を共有し、その実現に向けて互いに持てる力を発揮する環境をつくり、その活動を支えていくことができるような新たなしくみやしなかけを構築することで、多摩市らしい地域共生社会を実現していきます。

2 平和で豊かなまちを次代へ継承

太陽の光あふれ、みどり豊かなこの多摩市は、先人たちが築いてきたかけがえのないまちです。そして、その礎となっている平和もまた、人々の平和を希求する強い思いによって保たれています。

今を生きる私たちは、市民の一人ひとりが等しく尊重され、様々な市民の取り組みにより培われ、受け継がれてきた平和と、環境や文化などの財産を将来の子どもたち・若者たちへ引き継いでいかなければなりません。これまでに進めてきた市民主体のまちづくりをさらに広げ、より良いまちに育てていきます。

3 持続可能な都市経営

自然災害のリスク、気候変動をはじめとする環境問題、少子化・高齢化やデジタル技術等の進化と活用の潮流などの社会情勢の変化に対して的確に対応し、将来の世代に渡って安全で豊かに暮らすことができる誰一人取り残されない持続可能なまちづくりに努めます。

多摩市ではこれまでに「太陽と緑に映える都市」（第一次～第三次）、「市民が主役のまち多摩」（第四次）、「みんなが笑顔のちにぎわうまち多摩（第五次）」を将来都市像として掲げ、まちづくりを推進してきました。これらの都市像を踏まえた上で、第六次総合計画においては、将来都市像を次のように定めます。

みんなが支えあい いきいきとかがやけるまち たま

この将来都市像には、障害の有無や性別、世代、人種、国籍や価値観の異なる人々や様々な団体など多摩市で活動するすべての主体が、互いを尊重し、協力しあうことを通して、それぞれが安心して自己の実現や成長に向けて踏み出すことができるまちを育て続けようという思いが込められています。

また、「いきいきとかがやける」には、多様な動植物なども共存し、活気や生命力にあふれている状態も表しています

多摩市を取り巻く課題として、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、将来的な人口減少があります。

それらの課題を乗り越え、将来都市像を実現するため、市民、NPO、市民団体、事業者、大学そして行政などの多様な主体が互いに協力し、分野を横断して取り組むべき重点テーマを定めます。

【環境との共生】

- みんなが、環境問題を自分事として捉え、身の回りのことに取り組んでいくことで、環境との共生を目指します。

【健幸まちづくり】※

- みんなが、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、幸せを実感できる社会を目指します。

【活力・にぎわい】

- みんなが、時代の変化を見据え、多様な個性・価値観・方法で活力とにぎわいのあるまちを目指します。

※健幸まちづくり：「身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち」の実現に向けた取り組み

「分野別の目指すまちの姿」は、将来都市像を実現するための各分野におけるまちの理想像です。「分野別の目指すまちの姿」は、並列の関係ではなく、それぞれが影響し合う関係にあります。

1 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち

主な分野：子ども、学校教育

子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現しています。保護者や地域のみんながともによるこびながら子育てを支えあう関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けています。

2 支えあいのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち

主な分野：健康、医療、介護、福祉

みんなが、住み慣れた地域で、いつまでも健康と幸せが備わった「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられるまちになっています。

また、地域にライフステージに応じた保健、医療、介護、福祉サービスを受けられる身近な拠点が整っており、市民と関係機関が連携しています。

さらに、年齢や性別、障害のあるなし、国籍や価値観に関わらず、みんなが互いに認め合い、見守り支えあい、差別することなく助け合う関係が構築されています。

3 地域で学びあい、活動し、交流しているまち

主な分野：市民活動、コミュニティ、生涯学習・社会教育、文化

みんなが、互いの個性を認め、人権を尊重し合い、交流しながら、平和で心豊かに安心して暮らせるコミュニティが形成されています。

地域の中で活動する団体や人がつながり合い、支え合えるしくみがあり、これによって、新たに活動する人が増えていく多世代共生型コミュニティが実現しています。

生涯学習・社会教育活動、スポーツの場や機会が確保され、活動の成果を生かし、みんなが成長できるまちになっています。

伝統的な地域文化の継承や新たな文化の創造と発信により、みんなが文化芸術に出会い、楽しみ、さらに文化芸術を創り出せるまちになっています。

4 みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち

主な分野：産業振興、都市農業、観光

事業者や大学など地域の多様な主体が交流し、連携することを通して、イノベーションが生まれ地域産業が成長するとともに、みんなが多様な働き方を実現することで、働きやすく活気と魅力のあるまちになっています。

農地の持つ多面的な機能を活かすため、農業者と市民が協力し、都市農業が持続しています。

市民や市民団体、事業者が協力し、地域にある資源を活かしたまちの魅力づくりと発信によって多くの人が訪れ、集い、賑わっています。

5 みんなが安心して快適に住み続けられるまち

主な分野：都市づくり、交通、防災、防犯、住宅

これまでのまちづくりをもとに地域の在り方の変化に対応できる、将来を見据えたまちへと再編されています。

自然災害に備えて強靱化され、適切に維持更新されている都市基盤施設と、市民や地域による助け合いや行政の支援により、災害や犯罪などから守られ、安全に安心して暮らしています。

多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住環境や交通ネットワークが形成され、みんなが安心していきいきと暮らし続けられるまちになっています。

6 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまち

主な分野：環境

すべての生命が活動する土台である地球環境を守るため、みんなが環境問題を自分事として捉え、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて行動しています。自然環境を支える人材が育ち、豊かなみどりと親しみのある水辺環境が保全・創出され、生物の多様性が維持・向上されています。

また、持続可能な循環型社会への転換を目指し、みんなが環境への負荷が少ない活動をしています。

行政には、不確実な時代の中にあっても、担うべき基本的な業務やセーフティネットをしっかりと維持していく責務があります。

そして、その責務を果たしていくためには、たえず社会の動きや市民生活の変化などに目を向け、臨機応変に対応できる柔軟性とスピード感を併せ持つことが求められます。加えて、セーフティネットの維持にとどまらず、未来を志向して、将来都市像や分野別の目指すまちの姿を実現するためには、人口減少・高齢化の進行などに伴う税収の減少や社会保障関係経費の増加、公共施設・都市基盤の更新などを見据えて、限られた社会資源を効率的・効果的に活用して、持続可能な行財政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、次のことを行財政運営の基本姿勢とします。

【デジタル技術等の活用】

市民一人ひとりがそれぞれ幸せに暮らせるように、満足度や受け取る価値の最大化をサービスの起点とすることが重要です。現状のサービスを前提とするのではなく、あらゆる分野において未来のあるべき姿を想像し、その姿を実現するためのサービスを創造していきます。そのために、デジタル技術等を活用し民間との連携強化を図り、限られた財源の適正な配分を行うことにより柔軟で変化に即応した行財政運営を推進します。

【職員の人財育成】

複雑化・多様化する行政課題に対応していく上では、職員の能力向上は重要です。正確・迅速・丁寧な行政サービスを継続し、柔軟性、スピード感を持って確実に対応していくことのできる人財を育成していくとともに、働き方や登用を多様化することで、人口減少社会にあっても限られた人員の中で業務を効率的に行っていく体制整備を進めていきます。

【公共施設等のマネジメント】

都市基盤等を含む公共施設等については、将来人口や中長期的な財政見通し、市民ニーズの変化を踏まえ、施設の機能や管理・運営手法の見直しなどにより、維持管理コストの縮減を図っていきます。また、財産を大切に長く使用するという視点を基本に予防保全を行う等の長寿命化対策を講じながら計画的に施設更新を行うことで財政負担を平準化し、施設の安全性・機能性を確保します。

【多様な主体とのパートナーシップ】

今後は、今まで以上に単独の自治体だけでは対応できないような課題に直面していくことが予想されます。そのため、広域的な課題については、多摩地域の自治体や東京都、国など行政間の連携で、地域的な課題については、市民、NPO、市民団体、事業者や大学等とのパートナーシップで解決すべく、柔軟な組織運営を行います。

※人財：職員を経営上の一資源として捉えるのではなく、「組織の財産」であり「市民の財産」となりうる財産として捉えること。多摩市では職員の育成にあたっては「人材」から「人財」へを基本的な考え方としている。

【 資 料 】

多摩市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・区内50音順)

	区分	氏名	備考
	行政委員会等 (3人)	岩佐 玲子	教育委員会委員
		尾中 信夫	都市計画審議会委員
		澤登 早苗	農業委員会委員
会長	学識経験者 (5人以内)	朝日 ちさと	東京都立大学 都市環境学部 教授
		有賀 敏典	国立環境研究所 社会システム領域 地域計画研究室 主任研究員
		紀 初子	多摩市社会福祉協議会 会長
副会長		宮本 太郎	中央大学 法学部 教授
		鷲尾 和彦	株式会社博報堂 マーケットデザイントレンスフォーメーシ ョンユニット クリエイティブ・プロデューサー 兼 株式会社サイニング チーフ・リサーチ・ディレクター
	市民委員 (7人以内)	小笠原 廣樹	公募市民委員
		勝田 淳二	市民団体
		高木 康裕	市民団体
		田中 和則	市内会社員
		松野 茂樹 <small>※2023(令和5)年3月31日まで</small>	市内会社員
		春田 祐子	市民団体
		福井 博文	市内会社員
		細野 佳苗	公募市民委員

多摩市総合計画審議会 審議の経過

回	日程	主な内容
令和4年度 第1回	令和4年7月7日	①市長挨拶 ②委嘱状の交付 ③委員の紹介等 ④多摩市総合計画審議会条例について ⑤会長、副会長の選出 ⑥諮問 ⑦会議運営に関する事項の確認について ⑧「(仮称)第六次多摩市総合計画」改定方針について ⑨「(仮称)第六次多摩市総合計画」の進め方等について
令和4年度 第2回	令和4年8月1日	①各種データ等からみる多摩市の現状と課題の報告について ②基本構想の構成について
令和4年度 第3回	令和4年8月25日	①審議会委員(学識経験者)からの知見の共有
令和4年度 第4回	令和4年9月26日	①将来都市像の検討について(グループに分かれて議論)
令和4年度 第5回	令和4年10月31日	①多摩市総合計画市民ワークショップの報告について ②将来都市像の検討について(審議会全体で議論)
令和4年度 第6回	令和4年11月28日	①将来都市像(たたき台)の報告について ②基本構想・計画の構造の確認について ③各種データ等からみる多摩市の現状と課題の報告について ④分野別の目指すまちの姿について ・子ども、学校教育分野
令和4年度 第7回	令和5年12月22日	①分野別の目指すまちの姿について ・産業振興、都市農業、観光分野 ・都市づくり、交通、防災、防犯、住宅分野 ・環境分野
令和4年度 第8回	令和5年1月24日	①分野別の目指すまちの姿について ・環境分野 ・健康、医療、介護、福祉分野 ・市民活動、コミュニティ、生涯学習・社会教育、文化分野
令和4年度 第9回	令和5年2月20日	①基本構想の検討について ・新たな基本構想策定の背景について ・まちづくりの基本理念について ・将来都市像について ・分野横断的に取り組むべき重点テーマについて
令和5年度 第1回	令和5年4月6日	①基本構想の検討について ・分野別の目指すまちの姿の修正案について ・将来都市像の修正案等について
令和5年度 第2回	令和5年4月25日	①基本構想案の検討について

多摩市総合計画審議会条例

昭和45年7月1日

条例第19号

改正 昭和49年9月25日条例第40号
平成12年6月30日条例第38号
平成17年3月31日条例第1号

昭和55年6月30日条例第23号
平成15年3月31日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、多摩市の長期的展望に立った総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、多摩市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、国及び東京都の長期計画等と調和した多摩市の総合的な基本計画の策定に関し、必要な調査及び審議し答申を行わせるため、多摩市総合計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し答申を行う。

- (1) 多摩市が定める総合計画に関すること。
- (2) その他市長が総合計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 多摩市教育委員会の委員 1人
- (2) 多摩市農業委員会の委員 1人
- (3) 多摩市都市計画審議会の委員 1人
- (4) 学識経験者 5人以内
- (5) 市民 7人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

2 前条第2項第1号から第3号までの規定により委嘱された者の任期は、その在職期間中とする。

(臨時委員)

第6条 審議会は、特別の事項を調査及び審議させるため必要あるときは臨時委員若干人を、市長が委嘱することができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了したときに満了する。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員の総計の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認める場合には、委員及び臨時委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、企画政策部企画課に置き、事務局長は、企画政策部長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第1号)

(施行日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第2項の規定により委員として委嘱されている多摩市議会の議員及び多摩市の職員については、当該委員の任期が満了するまでの間は、これを委員とする。

(写)

4多企第116号

令和4年7月7日

多摩市総合計画審議会 会長 殿

多摩市長 阿部 裕行

「(仮称)第六次多摩市総合計画」について(諮問)

このことについて、多摩市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

「(仮称)第六次多摩市総合計画」について

2 諮問理由

- 現在、本市では、平成23年10月に策定した「第五次多摩市総合計画」の基本構想に掲げる6つの目指すまちの姿の実現に向けた取組みを推進しており、令和元年6月からは、「第3期基本計画」に基づく施策等を進めています。
- 基本計画については、計画の実効性を確保するため、4年ごとに改定してきたところですが、「第五次多摩市総合計画」の策定当時とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などもあり、社会情勢や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。
- また、地球規模の課題である気候変動問題への対策や、本市でも進行している少子化、高齢化へ対応していくための健幸都市、地域共生社会の実現など、多くの課題に長期的に取り組むための基本的なビジョン、目指すべき将来の姿、これを達成するために推進する政策・施策の基本的な方向性などを、改めて見直していく必要があります。
- そこで本年度から、総合計画の改定に着手し、SDGsやカーボンハーフの目標年度である2030年度を見据え、新たな基本構想をつくり、そのもとに基本計画を策定することとしました。
- 今回の総合計画改定にあたっては、ニューノーマル(新しい日常・創造)の時代を見据えるとともに、長期的な視点を持ちつつ、刻々と変わる時代や社会情勢に対応可能なつくりとし、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします「(仮称)第六次多摩市総合計画」を策定していきたいと考えていますので、本審議会にてご審議いただきたく諮問します。